

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
1	1	0	0	0	1	第1章	1	1	0	0	0	1	第1章	総則		
1	1	1	0	0	1	第1節	1	1	1	0	0	1	第1節	総則		
1	1	1	1	0	1	1-1-1	1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用		
1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（平成29年3月31日政令第119号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（令和2年3月31日政令第121号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	0	1	1-1-2	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義		
1	1	1	2	2	1	2. 総括監督員	1	1	1	2	2	1	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則（平成24年3月30日規則第46号）」第2条第1項2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則（平成24年3月30日規則第46号）」第2条第1項2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	（県は改定不要）
1	1	1	2	22	1	22. 連絡	1	1	1	2	22	1	22. 連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
1	1	1	2	30	1	30. 契約関係書類	1	1	1	2	30	1	30. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	契約関係書類とは、契約書第10条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
1	1	1	2	36	1	36. 工事検査	1	1	1	2	36	1	36. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	工事検査とは、検査職員が契約書第34条（検査及び引渡し）、第41条（部分払）、第42条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	37	1	37. 検査職員	1	1	1	2	37	1	37. 検査職員	検査職員とは、契約書第31条及び契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	検査職員とは、契約書第33条及び契約書第34条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	41	1	41. 工事着手	1	1	1	2	41	1	41. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	
1	1	1	2	41	2		1	1	1	2	42	1	42. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。		条文追加
1	1	1	2	42	1	42. 工事	1	1	1	2	43	1	43. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表記修正
1	1	1	2	43	1	43. 本体工事	1	1	1	2	44	1	44. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	表記修正
1	1	1	2	44	1	44. 仮設工事	1	1	1	2	45	1	45. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	表記修正
1	1	1	2	45	1	45. 工事区域	1	1	1	2	46	1	46. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表記修正
1	1	1	2	46	1	46. 現場	1	1	1	2	47	1	47. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表記修正
1	1	1	2	47	1	47. SI	1	1	1	2	48	1	48. SI	SIとは、国際単位系をいう。	SIとは、国際単位系をいう。	表記修正
1	1	1	2	48	1	48. 現場発生品	1	1	1	2	49	1	49. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表記修正
1	1	1	2	49	1	49. JIS規格	1	1	1	2	50	1	50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	JIS名称変更に伴う修正
1	1	1	3	0	1	1-1-3	1	1	1	3	0	1	1-1-3	設計図書の照査等		
1	1	1	3	2	1	2. 設計図書の照査	1	1	1	3	2	1	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
1	1	1	3	2	2		1	1	1	3	2	2		受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第20条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
1	1	1	4	0	1	1-1-4	1	1	1	4	0	1	1-1-4	施工計画書		
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	条文修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	6	0	1	1-1-6	監督職員	1	1	1	6	0	1	1-1-6	監督職員	
1	1	1	6	1	1	1.監督職員の権限	当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	1	1	1	6	1	1	1.監督職員の権限	当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。	
1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事着手	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事着手	
1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	条文修正
1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	
1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	
1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準等の改定に伴う修正
1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳	
1	1	1	10	3	1	3.名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3.名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者を用いる。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	諸基準等の改定に伴う修正
1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図	1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図	諸基準等の改定に伴う修正(図表)
								1	1	1	11	0	1	1-1-11	受発注者間の情報共有	
								1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	条文追加
1	1	1	11	0	1	1-1-11	受注者相互の協力	1	1	1	12	0	1	1-1-12	受注者相互の協力	
1	1	1	11	1	1		受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	1	1	1	12	1	1		受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
1	1	1	11	1	2		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	1	1	1	12	1	2		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1	1	1	12	0	1	1-1-12	調査・試験に対する協力	1	1	1	13	0	1	1-1-13	調査・試験に対する協力	
1	1	1	12	1	1	1.一般事項	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	1	1	1	13	1	1	1.一般事項	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
1	1	1	12	2	1	2.公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	2	1	2.公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	2	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	1	1	1	13	2	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	
1	1	1	12	2	3	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	1	1	1	13	2	3	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	
1	1	1	12	2	4	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	1	1	1	13	2	4	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	
1	1	1	12	2	5	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	1	1	1	13	2	5	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	
1	1	1	12	3	1	3.諸経費動向調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	3	1	3.諸経費動向調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	4	1	4.施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	4	1	4.施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	5	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	1	1	1	13	5	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	12	5	2		1	1	1	13	5	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	
1	1	1	12	5	3		1	1	1	13	5	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。	
1	1	1	12	5	4	(1)	1	1	1	13	5	4	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	
1	1	1	12	5	5	(2)	1	1	1	13	5	5	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	
1	1	1	12	6	1	7. 独自の調査・試験を行う場合の処置	1	1	1	13	6	1	7. 独自の調査・試験を行う場合の処置	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	12	6	2		1	1	1	13	6	2		また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	13	0	1	1-1-13	1	1	1	14	0	1	1-1-14	工事の一時中止	工事の一時中止	
1	1	1	13	1	1	1. 一般事項	1	1	1	14	1	1	1. 一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	
1	1	1	13	1	2		1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	表記修正
1	1	1	13	1	3	(1)	1	1	1	14	1	3	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1	1	1	13	1	4	(2)	1	1	1	14	1	4	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	
1	1	1	13	1	5	(3)	1	1	1	14	1	5	(3)	工事着事後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	工事着事後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1	1	1	13	2	1	2. 発注者の中止権	1	1	1	14	2	1	2. 発注者の中止権	発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	
1	1	1	13	3	1	3. 基本計画書の作成	1	1	1	14	3	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	
1	1	1	14	0	1	1-1-14	1	1	1	15	0	1	1-1-15	設計図書の変更	設計図書の変更	
1	1	1	14	1	1		1	1	1	15	1	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	
1	1	1	15	0	1	1-1-15	1	1	1	16	0	1	1-1-16	工期変更	工期変更	
1	1	1	15	1	1	1. 一般事項	1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第23条及び第48条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第25条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第23条及び第48条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第25条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	諸基準額の改定に伴う修正
1	1	1	15	2	1	2. 設計図書の変更等	1	1	1	16	2	1	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関し監督職員と協議しなければならない。	受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関し監督職員と協議しなければならない。	諸基準額の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	15	3	1	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	4	1	4. 工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	4	1	4. 工期の延長	受注者は、契約書第23条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	5	1	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	5	1	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第24条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	16	0	1	1-1-16	支給材料及び貸与品	1	1	1	17	0	1	1-1-17	支給材料及び貸与品	
1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	1	1	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	16	2	1	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	1	1	1	17	2	1	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	
1	1	1	16	3	1	3. 支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	17	3	1	3. 支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	16	4	1	4. 引渡場所	契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	1	1	1	17	4	1	4. 引渡場所	契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	16	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	1	1	1	17	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第16条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	16	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	1	1	1	17	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	
1	1	1	16	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	17	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	16	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	17	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	
1	1	1	16	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	17	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	
1	1	1	17	0	1	1-1-17	工事現場発成品	1	1	1	18	0	1	1-1-18	工事現場発成品	
1	1	1	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発成品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	1	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発成品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	17	2	1	2. 設計図書以外の現場発成品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	2	1	2. 設計図書以外の現場発成品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	0	1	1-1-18	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-19	建設副産物	
1	1	1	18	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	19	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	18	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	19	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	
1	1	1	18	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	19	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	
1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
1	1	1	18	5	1	5.再生資源利用促進計画	1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生日、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	受注者は、建設発生日、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	6	1	6.実施書の提出	1	1	1	19	6	1	6.実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	7	1	7.建設副産物情報交換システム	1	1	1	19	7	1	7.建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	
1	1	1	18	7	2		1	1	1	19	7	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	19	0	1	1-1-19	1	1	1	20	0	1	1-1-20	工事完成図	工事完成図	
1	1	1	19	1	1		1	1	1	20	1	1		受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	
1	1	1	19	1	2		1	1	1	20	1	2		ただし、各種ブロック製作等工事的目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	ただし、各種ブロック製作等工事的目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	
1	1	1	20	0	1	1-1-20	1	1	1	21	0	1	1-1-21	工事完成検査	工事完成検査	
1	1	1	20	1	1	1.工事完成通知書の提出	1	1	1	21	1	1	1.工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、契約書第34条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	諸基準額の改定に伴う修正
1	1	1	20	2	1	2.工事完成検査の要件	1	1	1	21	2	1	2.工事完成検査の要件	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	
1	1	1	20	2	2	(1)	1	1	1	21	2	2	(1)	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	
1	1	1	20	2	3	(2)	1	1	1	21	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	
1	1	1	20	2	4	(3)	1	1	1	21	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	
1	1	1	20	2	5	(4)	1	1	1	21	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	
1	1	1	20	3	1	3.検査日の通知	1	1	1	21	3	1	3.検査日の通知	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1	1	1	20	4	1	4.検査内容	1	1	1	21	4	1	4.検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	
1	1	1	20	4	2	(1)	1	1	1	21	4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	
1	1	1	20	4	3	(2)	1	1	1	21	4	3	(2)	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	
1	1	1	20	5	1	5.修補の指示	1	1	1	21	5	1	5.修補の指示	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	
1	1	1	20	6	1	6.修補期間	1	1	1	21	6	1	6.修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第34条第2項に規定する期間に含めないものとする。	諸基準額の改定に伴う修正
1	1	1	20	7	1	7.適用規定	1	1	1	21	7	1	7.適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	
1	1	1	21	0	1	1-1-21	1	1	1	22	0	1	1-1-22	既済部分検査等	既済部分検査等	
1	1	1	21	1	1	1.一般事項	1	1	1	22	1	1	1.一般事項	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	受注者は、契約書第41条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第42条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	諸基準額の改定に伴う修正
1	1	1	21	2	1	2.部分払いの請求	1	1	1	22	2	1	2.部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	受注者は、契約書第41条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	諸基準額の改定に伴う修正
1	1	1	21	3	1	3.検査内容	1	1	1	22	3	1	3.検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事的目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	
1	1	1	21	3	2	(1)	1	1	1	22	3	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	
1	1	1	21	3	3	(2)	1	1	1	22	3	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
1	1	1	21	4	1	4.修補	1	1	1	22	4	1	4.修補	受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	
1	1	1	21	5	1	5.適用規定	1	1	1	22	5	1	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	
1	1	1	21	6	1	6.検査日の通知	1	1	1	22	6	1	6.検査日の通知	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	21	7	1	7.中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	7	1	7.中間前払金の請求	受注者は、契約書第38条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	22	0	1	1-1-22	部分使用	1	1	1	23	0	1	1-1-23	部分使用	
1	1	1	22	1	1	1.一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。	1	1	1	23	1	1	1.一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。	
1	1	1	22	2	1	2.監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。	1	1	1	23	2	1	2.監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	22	2	2		なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	1	1	1	23	2	2		なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	
1	1	1	23	0	1	1-1-23	施工管理	1	1	1	24	0	1	1-1-24	施工管理	
1	1	1	23	1	1	1.一般事項	受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	1	1	1	24	1	1	1.一般事項	受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	
1	1	1	23	2	1	2.施工管理頻度、密度の変更	監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	1	1	1	24	2	1	2.施工管理頻度、密度の変更	監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	
1	1	1	23	2	2	(1)	工事の初期で作業が定常的になっていない場合	1	1	1	24	2	2	(1)	工事の初期で作業が定常的になっていない場合	
1	1	1	23	2	3	(2)	管理試験結果が限界値に異常接近した場合	1	1	1	24	2	3	(2)	管理試験結果が限界値に異常接近した場合	
1	1	1	23	2	4	(3)	試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	1	1	1	24	2	4	(3)	試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	
1	1	1	23	2	5	(4)	前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	1	1	1	24	2	5	(4)	前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	
1	1	1	23	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	
1	1	1	23	3	2		なお、標示板の記載にあたっては、工事現場における標示施設等の設置基準（平成19年4月1日施行、宮城県土木部）によるものとする。	1	1	1	24	3	2		なお、標示板の記載にあたっては、工事現場における標示施設等の設置基準（平成19年4月1日施行、宮城県土木部）によるものとする。	
1	1	1	23	4	1	4.整理整頓	受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	1	1	1	24	4	1	4.整理整頓	受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	
1	1	1	23	5	1	5.周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	24	5	1	5.周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	
1	1	1	23	6	1	6.労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	24	6	1	6.労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらに資する賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	23	6	2		また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	24	6	2		また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	
1	1	1	23	7	1	7.発見・拾得物の処置	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	1	1	1	24	7	1	7.発見・拾得物の処置	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	
1	1	1	23	8	1	8.記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1	1	1	24	8	1	8.記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	
1	1	1	23	8	2		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	1	1	1	24	8	2		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	
1	1	1	24	0	1	1-1-24	履行報告	1	1	1	25	0	1	1-1-25	履行報告	
1	1	1	24	1	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	25	1	1		受注者は、契約書第12条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	25	0	1	1-1-25	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	26	0	1	1-1-26	工事関係者に対する措置請求	
1	1	1	25	1	1	1.現場代理人に対する措置	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1	26	1	1	1.現場代理人に対する措置	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下			
1	1	1	25	2	1	2. 技術者に対する措置	1	1	1	26	2	1	2. 技術者に対する措置	1	1	1	26	2	1	2. 技術者に対する措置	
1	1	1	26	0	1	1-1-26	1	1	1	27	0	1	1-1-27	1	1	1	27	0	1	1-1-27	
1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	諸基準等の改定に伴う修正
1	1	1	26	2	1	2. 支障行為等の防止	1	1	1	27	2	1	2. 支障行為等の防止	1	1	1	27	2	1	2. 支障行為等の防止	
1	1	1	26	3	1	3. 周辺への支障防止	1	1	1	27	3	1	3. 周辺への支障防止	1	1	1	27	3	1	3. 周辺への支障防止	
1	1	1	26	4	1	4. 防災体制	1	1	1	27	4	1	4. 防災体制	1	1	1	27	4	1	4. 防災体制	
1	1	1	26	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	1	1	1	27	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	1	1	1	27	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	
1	1	1	26	6	1	6. 安全巡視	1	1	1	27	6	1	6. 安全巡視	1	1	1	27	6	1	6. 安全巡視	(異は規定無し)
1	1	1	26	7	1	7. 現場環境改善	1	1	1	27	7	1	7. 現場環境改善	1	1	1	27	7	1	7. 現場環境改善	
1	1	1	26	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	1	1	1	27	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	1	1	1	27	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	
1	1	1	26	8	2	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	1	1	1	27	8	2	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	1	1	1	27	8	2	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	
1	1	1	26	8	3	(2) 当該工事内容等の周知徹底	1	1	1	27	8	3	(2) 当該工事内容等の周知徹底	1	1	1	27	8	3	(2) 当該工事内容等の周知徹底	
1	1	1	26	8	4	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1	1	27	8	4	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1	1	27	8	4	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	
1	1	1	26	8	5	(4) 当該工事における災害対策訓練	1	1	1	27	8	5	(4) 当該工事における災害対策訓練	1	1	1	27	8	5	(4) 当該工事における災害対策訓練	
1	1	1	26	8	6	(5) 当該工事現場で予想される事故対策	1	1	1	27	8	6	(5) 当該工事現場で予想される事故対策	1	1	1	27	8	6	(5) 当該工事現場で予想される事故対策	
1	1	1	26	8	7	(6) その他、安全・訓練等として必要な事項	1	1	1	27	8	7	(6) その他、安全・訓練等として必要な事項	1	1	1	27	8	7	(6) その他、安全・訓練等として必要な事項	
1	1	1	26	9	1	9. 施工計画書	1	1	1	27	9	1	9. 施工計画書	1	1	1	27	9	1	9. 施工計画書	
1	1	1	26	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	1	1	1	27	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	1	1	1	27	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	
1	1	1	26	11	1	11. 関係機関との連絡	1	1	1	27	11	1	11. 関係機関との連絡	1	1	1	27	11	1	11. 関係機関との連絡	
1	1	1	26	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	1	1	1	27	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	1	1	1	27	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	1	1	1	27	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	1	1	1	27	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	諸基準等の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	1	1	1	27	14	1	14. 安全優先	1	1	1	27	14	1	14. 安全優先	諸基準等の改定に伴う修正
1	1	1	26	15	1	15. 災害発生時の応急処置	1	1	1	27	15	1	15. 災害発生時の応急処置	1	1	1	27	15	1	15. 災害発生時の応急処置	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	
1	1	1	26	16	1	16. 地下埋設物等の調査	1	1	1	27	16	1	16. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
1	1	1	26	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	1	1	1	27	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
1	1	1	26	18	1	18. 地下埋設物等損傷時の措置	1	1	1	27	18	1	18. 地下埋設物等損傷時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。
1	1	1	27	0	1	1-1-27	1	1	1	28	0	1	1-1-28	爆発及び火災の防止
1	1	1	27	1	1	1. 火薬類の使用	1	1	1	28	1	1	1. 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。
1	1	1	27	1	2	(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	1	1	1	28	1	2	(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	
1	1	1	27	1	3	なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	1	1	1	28	1	3	なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	
1	1	1	27	1	4	(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	28	1	4	(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	
1	1	1	27	2	1	2. 火気の使用	1	1	1	28	2	1	2. 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。
1	1	1	27	2	2	(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	28	2	2	(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	27	2	3	(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1	1	1	28	2	3	(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
1	1	1	27	2	4	(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	1	1	1	28	2	4	(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
1	1	1	27	2	5	(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	1	1	1	28	2	5	(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	
1	1	1	28	0	1	1-1-28	1	1	1	29	0	1	1-1-29	後片付け
1	1	1	28	1	1	受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	1	1	1	29	1	1	受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	
1	1	1	28	1	2	ただし、設計図書において存置するものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	1	1	1	29	1	2	ただし、設計図書において存置するものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	
1	1	1	29	0	1	1-1-29	1	1	1	30	0	1	1-1-30	事故報告書
1	1	1	29	1	1	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。また、建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。	1	1	1	30	1	1	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。また、建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。	
1	1	1	30	0	1	1-1-30	1	1	1	31	0	1	1-1-31	環境対策
1	1	1	30	1	1	1. 環境保全	1	1	1	31	1	1	1. 環境保全	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
1	1	1	30	2	1	2. 苦情対応	1	1	1	31	2	1	2. 苦情対応	受注者は、環境への影響が予知されたまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。
1	1	1	30	3	1	3. 注意義務	1	1	1	31	3	1	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	30	4	1	4. 廃油等の適切な措置	1	1	1	31	4	1	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下					
1	1	1	30	5	1	5. 水中への落下防止措置	受注者は、水中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	1	1	1	31	5	1	5. 水中への落下防止措置	受注者は、水中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	
1	1	1	30	6	(1)	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	(1)	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	30	6	(2)	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	(2)	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	諸基準準則の改定に伴う修正		
1	1	1	30	6	3	表1-1		1	1	1	31	6	3	表1-1		
1	1	1	30	6	4	表1-2		1	1	1	31	6	4	表1-2		
1	1	1	30	7	1	7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	1	1	1	31	7	1	7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	
1	1	1	30	7	2		なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	1	1	1	31	7	2		なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
1	1	1	30	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種との調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。	1	1	1	31	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種との調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。	
1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	
1	1	1	30	9	2	(1)	「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	1	1	1	31	9	2	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	
1	1	1	30	9	3		なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。	1	1	1	31	9	3		なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文
1	1	1	30	9	4		1	1	1	31	9	4			
1	1	1	30	9	5	(2)	1	1	1	31	9	5	(2)		
1	1	1	31	0	1	1-1-31	1	1	1	32	0	1	1-1-32		
1	1	1	31	1	1	1. 一般事項	1	1	1	32	1	1	1. 一般事項		
1	1	1	31	2	1	2. 文化財等発見時の処置	1	1	1	32	2	1	2. 文化財等発見時の処置		
1	1	1	32	0	1	1-1-32	1	1	1	33	0	1	1-1-33		
1	1	1	32	1	1	1. 一般事項	1	1	1	33	1	1	1. 一般事項		
1	1	1	32	1	2		1	1	1	33	1	2			
1	1	1	32	2	1	2. 輸送災害の防止	1	1	1	33	2	1	2. 輸送災害の防止		
1	1	1	32	3	1	3. 交通安全等輸送計画	1	1	1	33	3	1	3. 交通安全等輸送計画		
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	1	1	1	33	4	1	4. 交通安全法令の遵守		
1	1	1	32	5	1	5. 工事用道路使用の責任	1	1	1	33	5	1	5. 工事用道路使用の責任		
1	1	1	32	6	1	6. 工事用道路共用時の処置	1	1	1	33	6	1	6. 工事用道路共用時の処置		
1	1	1	32	7	1	7. 公衆交通の確保	1	1	1	33	7	1	7. 公衆交通の確保		
1	1	1	32	8	1	8. 水上輸送	1	1	1	33	8	1	8. 水上輸送		
1	1	1	32	9	1	9. 作業区域の標示等	1	1	1	33	9	1	9. 作業区域の標示等		
1	1	1	32	10	1	10. 水中落下支障物の処置	1	1	1	33	10	1	10. 水中落下支障物の処置		
1	1	1	32	10	2		1	1	1	33	10	2			
1	1	1	32	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	1	1	1	33	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理		
1	1	1	32	11	2		1	1	1	33	11	2			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下						
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	1	1	1	33	12	1	12. 通行許可	1	1	1	33	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	32	12	2	表1-3 一般的制限値	1	1	1	33	12	2	表1-3 一般的制限値	1	1	1	33	12	2	表1-3 一般的制限値				
1	1	1	32	12	3	ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	1	1	1	33	12	3	ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	1	1	1	33	12	3	ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。				
1	1	1	33	0	1	1-1-33	施設管理	1	1	1	34	0	1	1-1-34	施設管理	1	1	1	34	0	1	1-1-34	施設管理	
1	1	1	33	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	1	1	1	34	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第36条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	1	1	1	34	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第36条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	33	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	1	1	1	34	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。	1	1	1	34	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。	
1	1	1	34	0	1	1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-35	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-35	諸法令の遵守	
1	1	1	34	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
1	1	1	34	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	35	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	35	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	
1	1	1	34	1	3	(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	35	1	3	(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	35	1	3		諸基準類の改定に伴う修正（※⇒改正済）	
1	1	1	34	1	4	(2)	建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	4		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	5		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	6		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	7	(5)	労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	7		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	8	(6)	作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	8		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	9		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	10	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	10		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	11		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	12	(10)	健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	35	1	12		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	35	1	13		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	14		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	1	1	1	35	1	15		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	16	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	35	1	16		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	17	(15)	道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	17		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	18	(16)	道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	18		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	19	(17)	道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	19		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	35	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	35	1	20		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	21		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	22		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	23	(21)	海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	23		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	24	(22)	港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	24		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	25		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	26		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	27		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	28	(26)	航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	1	1	1	35	1	28		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	29		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	30	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	30		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	31	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	31		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	32		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	33	(31)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	33		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	34		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	35		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	36		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	37		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	38		諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	39		諸基準類の改定に伴う修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)						新条文 (令和2年版)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
						(38)						(38)						
						(39)						(39)						
						(40)						(40)						
						(41)						(41)						
						(42)						(42)						諸基準類の改定に伴う修正
						(43)						(43)						諸基準類の改定に伴う修正
						(44)						(44)						
						(45)						(45)						
						(46)						(46)						
						(47)						(47)						
						(48)						(48)						
						(49)						(49)						
						(50)						(50)						諸基準類の改定に伴う修正
						(51)						(51)						
						(52)						(52)						
						(53)						(53)						
						(54)						(54)						諸基準類の改定に伴う修正
						(55)						(55)						諸基準類の改定に伴う修正
						(56)						(56)						諸基準類の改定に伴う修正
						(57)						(57)						
						(58)						(58)						
						(59)						(59)						諸基準類の改定に伴う修正
						(60)						(60)						諸基準類の改定に伴う修正
						(61)						(61)						諸基準類の改定に伴う修正
						(62)						(62)						
						(63)						(63)						
						(64)						(64)						
						(65)						(65)						
						(66)						(66)						
						(67)						(67)						諸基準類の改定に伴う修正
						(68)						(68)						諸基準類の改定に伴う修正
						(69)						(69)						諸基準類の改定に伴う修正
						(70)						(70)						諸基準類の改定に伴う修正
						(71)						(71)						
						(72)						(72)						諸基準類の改定に伴う修正
						(73)						(73)						諸基準類の改定に伴う修正
						(74)						(74)						
						(75)						(75)						
						(76)						(76)						
						(77)						(77)						
						(78)						(78)						諸基準類の改定に伴う修正
						(79)						(79)						諸基準類の改定に伴う修正
						(80)						(80)						諸基準類の改定に伴う修正
						(81)						(81)						
						2. 法令違反の処置						2. 法令違反の処置						
						3. 不適当な契約図書 の処置						3. 不適当な契約図書 の処置						
						1-1-35						1-1-36						
						1. 一般事項						1. 一般事項						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）						新条文（令和2年版）						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下					
1	1	1	35	2	1	2.関係機関への届出	1	1	1	36	2	1	2.関係機関への届出	1	1	1	36	2	1	2.関係機関への届出	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書のためにより実施しなければならない。	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書のためにより実施しなければならない。	
1	1	1	35	3	1	3.諸手続きの提示、提出	1	1	1	36	3	1	3.諸手続きの提示、提出	1	1	1	36	3	1	3.諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。	
1	1	1	35	3	2		1	1	1	36	3	2		1	1	1	36	3	2		なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	
1	1	1	35	4	1	4.許可承諾条件の遵守	1	1	1	36	4	1	4.許可承諾条件の遵守	1	1	1	36	4	1	4.許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	
1	1	1	35	4	2		1	1	1	36	4	2		1	1	1	36	4	2		なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	35	5	1	5.コミュニケーション	1	1	1	36	5	1	5.コミュニケーション	1	1	1	36	5	1	5.コミュニケーション	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	
1	1	1	35	6	1	6.苦情対応	1	1	1	36	6	1	6.苦情対応	1	1	1	36	6	1	6.苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	
1	1	1	35	7	1	7.交渉時の注意	1	1	1	36	7	1	7.交渉時の注意	1	1	1	36	7	1	7.交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。	
1	1	1	35	8	1	8.交渉内容明確化	1	1	1	36	8	1	8.交渉内容明確化	1	1	1	36	8	1	8.交渉内容明確化	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	
1	1	1	36	0	1	1-1-36	1	1	1	37	0	1	1-1-37	1	1	1	37	0	1	1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	施工時期及び施工時間の変更	
1	1	1	36	1	1	1.施工時間の変更	1	1	1	37	1	1	1.施工時間の変更	1	1	1	37	1	1	1.施工時間の変更	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	36	2	1	2.休日または夜間の作業連絡	1	1	1	37	2	1	2.休日または夜間の作業連絡	1	1	1	37	2	1	2.休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	
1	1	1	36	2	2		1	1	1	37	2	2		1	1	1	37	2	2		ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	
1	1	1	37	0	1	1-1-37	1	1	1	38	0	1	1-1-38	1	1	1	38	0	1	1-1-38	工事測量	工事測量	
1	1	1	37	1	1	1.一般事項	1	1	1	38	1	1	1.一般事項	1	1	1	38	1	1	1.一般事項	受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出しなければならない。	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
1	1	1	37	1	2		1	1	1	38	1	2		1	1	1	38	1	2		なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	37	2	1	2.引照点等の設置	1	1	1	38	2	1	2.引照点等の設置	1	1	1	38	2	1	2.引照点等の設置	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	
1	1	1	37	3	1	3.工事用測量標の取扱い	1	1	1	38	3	1	3.工事用測量標の取扱い	1	1	1	38	3	1	3.工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	37	3	2		1	1	1	38	3	2		1	1	1	38	3	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争が生じないようにしなければならない。	なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争が生じないようにしなければならない。	
1	1	1	37	4	1	4.既存杭の保全	1	1	1	38	4	1	4.既存杭の保全	1	1	1	38	4	1	4.既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	
1	1	1	37	5	1	5.水準測量・水深測量	1	1	1	38	5	1	5.水準測量・水深測量	1	1	1	38	5	1	5.水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	
1	1	1	38	0	1	1-1-38	1	1	1	39	0	1	1-1-39	1	1	1	39	0	1	1-1-39	不可抗力による損害	不可抗力による損害	
1	1	1	38	1	1	1.工事災害の報告	1	1	1	39	1	1	1.工事災害の報告	1	1	1	39	1	1	1.工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第31条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	38	2	1	2.設計図書で定めた基準	1	1	1	39	2	1	2.設計図書で定めた基準	1	1	1	39	2	1	2.設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	契約書第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	38	2	2	(1) 波浪、高潮に起因する場合	1	1	1	39	2	2	(1) 波浪、高潮に起因する場合	1	1	1	39	2	2	(1) 波浪、高潮に起因する場合			波浪、高潮に起因する場合
1	1	1	38	2	3		1	1	1	39	2	3		1	1	1	39	2	3		波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	
1	1	1	38	2	4	(2) 降雨に起因する場合	1	1	1	39	2	4	(2) 降雨に起因する場合	1	1	1	39	2	4	(2) 降雨に起因する場合			降雨に起因する場合

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		項	項以下	新条文
1	1	1	38	2	5		以下のいずれかに該当する場合とする。	1	1	1	39	2	5			以下のいずれかに該当する場合とする。	
1	1	1	38	2	6	①	24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上	1	1	1	39	2	6	①		24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上	
1	1	1	38	2	7	②	1時間雨量（任意の6分における雨量をいう。）が20mm以上	1	1	1	39	2	7	②		1時間雨量（任意の6分における雨量をいう。）が20mm以上	
1	1	1	38	2	8	③	連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上	1	1	1	39	2	8	③		連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上	
1	1	1	38	2	9	④	その他設計図書で定めた基準	1	1	1	39	2	9	④		その他設計図書で定めた基準	
1	1	1	38	2	10	(3)	強風に起因する場合	1	1	1	39	2	10	(3)		強風に起因する場合	
1	1	1	38	2	11		最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合	1	1	1	39	2	11			最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合	
1	1	1	38	2	12	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濬注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1	1	1	39	2	12	(4)		河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濬注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	
1	1	1	38	2	13	(5)	地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	1	1	1	39	2	13	(5)		地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	
1	1	1	38	3	1	3.その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。	1	1	1	39	3	1	3.その他		契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第28条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。	諸基準準則の改定に伴う修正
1	1	1	39	0	1	1-1-39	特許権等	1	1	1	40	0	1	1-1-40		特許権等	
1	1	1	39	1	1	1.一般事項	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	40	1	1	1.一般事項		受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	39	2	1	2.保全措置	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。	1	1	1	40	2	1	2.保全措置		受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。	
1	1	1	39	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3.著作権法に規定される著作物		発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	
1	1	1	39	3	2		なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	1	1	1	40	3	2			なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	
1	1	1	40	0	1	1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1	1-1-41		保険の付保及び事故の補償	
1	1	1	40	1	1	1.一般事項	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	1	1	1	41	1	1	1.一般事項		受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	
1	1	1	40	2	1	2.回航保険	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	1	1	1	41	2	1	2.回航保険		受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	
1	1	1	40	3	1	3.保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	1	41	3	1	3.保険加入の義務		受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	
1	1	1	40	4	1	4.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	41	4	1	4.補償		受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	
1	1	1	40	5	1	5.掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	41	5	1	5.掛金収納書の提出		受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	41	0	1	1-1-41	臨機の措置	1	1	1	42	0	1	1-1-42		臨機の措置	
1	1	1	41	1	1	1.一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	1	1	42	1	1	1.一般事項		受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1	1	1	41	2	1	2.天災等	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	1	1	1	42	2	1	2.天災等		監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章		土工	
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工	
1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	1	2-3-1		一般事項	
1	2	3	1	2	1	2.地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	1	2	3	1	2	1	2.地山の土及び岩の分類		地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	
1	2	3	1	2	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	1	2	3	1	2	2			受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	
1	2	3	1	2	3		また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	2	3	1	2	3			また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第19条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	新条文			
1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生日については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生日については、第1編1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	表記修正
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	
1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	
1	2	4	1	3	1	3.構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。	1	2	4	1	3	1	3.構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。	
1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	軽微な修正
1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生日については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生日については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	表記修正
1	2	4	4	0	1	2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	1	2-4-4	路床盛土工	
1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第9項の規定による。	1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第9項の規定による。	表記修正
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	
1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定	
1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	JIS名称変更に伴う修正
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	
1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	
1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	
1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	表記修正
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	
2	1	3	0	0	1	第3節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	2	1	3	0	0	1	第3節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	
2	1	3	2	1	1	2.中等の品質	契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	2	1	3	2	1	1	2.中等の品質	契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	
2	2	3	3	5	2	表2-2-9	鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	2	表2-2-9	鉄鋼スラグの規格	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	
2	2	8	3	0	1	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-8-3	再生用添加剤	
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	16			2	2	12	1	0	16		JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	17			2	2	12	1	0	17		JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	27		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
2	2	12	1	0	28		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	
3	1	1	1	0	1	1-1-1	用語の定義	3	1	1	1	0	1	1-1-1	用語の定義	
3	1	1	1	3	1	3.中間検査	中間検査とは、契約書第31条（中間検査）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	3	1	1	1	3	1	3.中間検査	中間検査とは、契約書第33条（中間検査）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
3	1	1	3	0	1	1-1-3	監督補助員	3	1	1	3	0	1	1-1-3	監督補助員	
3	1	1	3	1	1	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	3	1	1	3	1	1	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
3	1	1	4	0	1	1-1-4	支給材料及び貸与品	3	1	1	4	0	1	1-1-4	支給材料及び貸与品	
3	1	1	4	1	1	1.適用規定	第1編の1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	4	1	1	1.適用規定	第1編の1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	5	0	1	1-1-5	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	5	0	1	1-1-5	監督職員による確認及び立会等	
3	1	1	5	5	1	5.遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。	3	1	1	5	5	1	5.遵守義務	受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18条及び第34条に規定する義務を免れないものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	1	10	0	1	1-1-10	工事中の安全確保	3	1	1	10	0	1	1-1-10	工事中の安全確保	
3	1	1	10	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	10	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	10	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	10	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	1	11	0	1	1-1-11	交通安全管理	3	1	1	11	0	1	1-1-11	交通安全管理	
3	1	1	11	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	11	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14	工事測量	3	1	1	12	0	1	1-1-12	工事測量	
3	1	1	14	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	12	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	13	0	1	1-1-13	提出書類	3	1	1	13	0	1	1-1-13	提出書類	
3	1	1	13	2	1	2.設計図書に定めるもの	契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係る請求書、代金代理受領申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	3	1	1	13	2	1	2.設計図書に定めるもの	契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係る請求書、代金代理受領申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	
3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	
3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	
3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）	3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	
3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	
3	2	2	0	0	20		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	
3	2	2	0	0	21		日本道路協会道路土工一軟弱地盤対策指針（平成24年8月）	3	2	2	0	0	21		日本道路協会道路土工一軟弱地盤対策指針（平成24年8月）	
3	2	2	0	0	22		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	3	2	2	0	0	22		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	
3	2	2	0	0	23		日本道路協会道路土工一盛土工指針（平成22年4月）	3	2	2	0	0	23		日本道路協会道路土工一盛土工指針（平成22年4月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	新条文	
3	2	2	0	0	24	日本道路協会道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	3	2	2	0	0	24	日本道路協会道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	
3	2	2	0	0	25	日本道路協会道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	3	2	2	0	0	25	日本道路協会道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	
3	2	2	0	0	26	日本道路協会道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)	3	2	2	0	0	26	日本道路協会道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)	
3	2	2	0	0	27	日本道路協会道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)	3	2	2	0	0	27	日本道路協会道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
3	2	2	0	0	28	日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	3	2	2	0	0	28	日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	
3	2	2	0	0	29	日本道路協会舗装再生便覧 (平成22年11月)	3	2	2	0	0	29	日本道路協会舗装再生便覧 (平成22年11月)	
3	2	2	0	0	30	日本道路協会舗装施工便覧 (平成18年2月)	3	2	2	0	0	30	日本道路協会舗装施工便覧 (平成18年2月)	
3	2	2	0	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	3	2	2	0	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	
3	2	2	0	0	32	建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年 7月)	3	2	2	0	0	32	建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年 7月)	
3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	
3	2	2	0	0	34	建設省道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	3	2	2	0	0	34	建設省道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	
3	2	2	0	0	35	日本道路協会道路標識設置基準 同解説 (昭和62年1月)	3	2	2	0	0	35	国土交通省道路標識設置基準 (令和元年10月)	諸基準の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	39	建設省建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	3	2	2	0	0	39	国土交通省建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	誤記修正⇒県のみ
3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	
3	2	3	6	0	1	2-3-6 小型標識工	3	2	3	6	0	1	2-3-6 小型標識工	
3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨 (サンディング処理) シラッカーシンナーまたは、表面処理液 (弱アルカリ性処理液) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨 (サンディング処理) シラッカーシンナーまたは、表面処理液 (弱アルカリ性界面活性剤) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーラミネート加工を行うものとする。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5〜10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上となければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	3	15	0	1	2-3-15 PCホロスラブ製作工	3	2	3	15	0	1	2-3-15 PCホロスラブ製作工	
3	2	3	15	5	1	5. PC固定及びPC継手の施工 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針第6章施工」 (土木学会、平成3年3月) の規定により施工しなければならない。	3	2	3	15	5	1	5. PC固定及びPC継手の施工 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章 施工」 (土木学会、平成3年3月) の規定により施工しなければならない。	軽微な修正 (スペース) ⇒県修正無し
3	2	3	25	1	2	図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項	3	2	3	25	1	2	図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項	表記修正 (図表)
3	2	3	32	0	1	2-3-32 かごマット工	3	2	3	32	0	1	2-3-32 かごマット工	
3	2	3	32	5	1	5. 結束方法 鋼線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端末については1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。	3	2	3	32	5	1	5. 結束方法 鋼線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端末については1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。	軽微な修正 (スペース) ⇒県修正無し
3	2	3	33	0	1	2-3-33 袋詰玉石工	3	2	3	33	0	1	2-3-33 袋詰玉石工	
3	2	3	33	3	2	表2-13(1) 袋型値固め用袋材の要求性能及び確認方法 〔注〕※1 表2-14(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。	3	2	3	33	3	2	表2-13(1) 袋型値固め用袋材の要求性能及び確認方法 〔注〕※1 表2-13(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。	
3	2	4	0	0	1	第4節 基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節 基礎工	
3	2	4	4	0	1	2-4-4 既製杭工	3	2	4	4	0	1	2-4-4 既製杭工	
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	4	21	2	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	誤記修正
3	2	4	4	21	11	表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11	表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正 (図表)
3	2	4	9	0	1	2-4-9 鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	2-4-9 鋼管矢板基礎工	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	9	11	2	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	誤記修正
3	2	4	9	11	11	表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	11	表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正 (図表) ⇒県のみ

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）						新条文（令和2年版）						改定理由																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下				
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工													
3	2	6	2	0	1	2-6-2	材料	3	2	6	2	0	1	2-6-2	材料													
3	2	6	2	4	1	4.試験練り	受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2	4	1	4.試験練り	受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。											軽微な修正		
3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工													
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。													
3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。													
3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。												諸基準額の改定に伴う修正	
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。													
3	2	6	7	3	5	(4)	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	7	3	5	(4)	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。													
3	2	6	7	3	6	(5)	表2-25 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	6	(5)	表2-25 安定処理路盤の品質規格													
3	2	6	7	3	7	(6)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	7	(6)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。												諸基準額の改定に伴う修正	
3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工													
3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。													
3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。													
3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。											諸基準額の改定に伴う修正		
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。													
3	2	6	12	3	5	(4)	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	5	(4)	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。													
3	2	6	12	3	6	(5)	表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	6	(5)	表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格													
3	2	6	12	3	7	(6)	表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	7	(6)	表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格													
3	2	6	12	3	8	(7)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	8	(7)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。												諸基準額の改定に伴う修正及び誤記修正(県のみ)	
3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。													
3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。													
3	2	6	12	9	3	(2)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会 舗装施工便覧第8章 8-4-10暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3	(2)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧」第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。													軽微な修正（スペース、諸基準額の記載方法(県のみ)）
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工													
3	2	9	14	0	1	2-9-14	骨材再生工	3	2	9	14	0	1	2-9-14	骨材再生工													
3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-19建設副産物の規定による。													表記修正
3	2	9	15	0	1	2-9-15	運搬処理工	3	2	9	15	0	1	2-9-15	運搬処理工													
3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生産品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生産品については、第1編1-1-17工事現場発生産品の規定による。	3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生産品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生産品については、第1編1-1-18工事現場発生産品の規定による。													表記修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	新条文			
3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	表記修正
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	
3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工	3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工	
3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省仮締切堤設置基準（案）の規定による。	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。	誤記修正
3	2	10	23	0	1	2-10-23	足場工	3	2	10	23	0	1	2-10-23	足場工	
3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	誤記修正
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	
3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工	
3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	
3	2	12	3	1	2	(1)	原寸	3	2	12	3	1	2	(1)	原寸	
3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	4		ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	3	2	12	3	1	4			実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	5	②	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	75			3	2	12	3	1	75	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。	条文追加	
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	
3	2	14	6	0	1	3-2-14-6	アンカー工	3	2	14	6	0	1	3-2-14-6	アンカー工	
3	2	14	6	11	1	11.アンカーの緊張・定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。	3	2	14	6	11	1	11.アンカーの緊張・定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。	
3	2	14	6	11	2		なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。	3	2	14	6	11	2		なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。	軽微な修正（スペース）
4	0	0	0	0	1	第4編	河川編	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編	
4	1	7	2	1	18	表1-4	止水材の品質規格	4	1	7	2	1	18	表1-4	止水材の品質規格	JIS名称変更に伴う修正（図表）
4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4	3	2	0	2	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	4	3	2	0	2	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
4	3	2	0	2	4		国土交通省河川砂防技術基準（案）	4	3	2	0	2	4		国土交通省河川砂防技術基準（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
4	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	4	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	
4	3	2	0	5	6		国土交通省機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）	4	3	2	0	5	6		国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
4	4	0	0	0	1	第4章	水門	4	4	0	0	0	1	第4章	水門	
4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4	4	2	0	0	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	4	4	2	0	0	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
4	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	4	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
4	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	4	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	
4	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成 29年11月）	4	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成 29年11月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下			
4	4	2	0	0	7		4	4	2	0	0	7		4	4	2	0	0	7		
4	4	2	0	0	8		4	4	2	0	0	8		4	4	2	0	0	8		
4	4	2	0	0	9		4	4	2	0	0	9		4	4	2	0	0	9		
4	4	2	0	0	10		4	4	2	0	0	10		4	4	2	0	0	10		
4	4	2	0	0	11		4	4	2	0	0	11		4	4	2	0	0	11		
4	4	2	0	0	12		4	4	2	0	0	12		4	4	2	0	0	12		
4	4	9	0	0	1	第9節	4	4	9	0	0	1	第9節	4	4	9	0	0	1	第9節	諸基準類の改定に伴う修正
4	4	9	10	0	1	4-9-10	4	4	9	10	0	1	4-9-10	4	4	9	10	0	1	4-9-10	
4	4	9	10	1	2		4	4	9	10	1	2		4	4	9	10	1	2		諸基準類の改定に伴う修正
4	4	14	0	0	1	第14節	4	4	14	0	0	1	第14節	4	4	14	0	0	1	第14節	
4	4	14	6	0	1	4-14-6	4	4	14	6	0	1	4-14-6	4	4	14	6	0	1	4-14-6	
4	4	14	6	0	2		4	4	14	6	0	2		4	4	14	6	0	2		諸基準類の改定に伴う修正
4	4	15	0	0	1	第15節	4	4	15	0	0	1	第15節	4	4	15	0	0	1	第15節	
4	4	15	3	0	1	6-4-15-3	4	4	15	3	0	1	6-4-15-3	4	4	15	3	0	1	6-4-15-3	
4	4	15	3	2	2		4	4	15	3	2	2		4	4	15	3	2	2		諸基準類の改定に伴う修正
4	4	18	0	0	1	第18節	4	4	18	0	0	1	第18節	4	4	18	0	0	1	第18節	
4	4	18	1	0	1	4-18-1	4	4	18	1	0	1	4-18-1	4	4	18	1	0	1	4-18-1	
4	4	18	1	2	1	2. 舗装工	4	4	18	1	2	1	2. 舗装工	4	4	18	1	2	1	2. 舗装工	諸基準類の改定に伴う修正
4	5	0	0	0	1	第5章	4	5	0	0	0	1	第5章	4	5	0	0	0	1	第5章	
4	5	1	0	0	1	第1節	4	5	1	0	0	1	第1節	4	5	1	0	0	1	第1節	
4	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	4	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	4	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	諸基準類の改定に伴う修正
4	5	2	0	0	1	第2節	4	5	2	0	0	1	第2節	4	5	2	0	0	1	第2節	
4	5	2	0	5	2		4	5	2	0	5	2		4	5	2	0	5	2		
4	5	2	0	5	3		4	5	2	0	5	3		4	5	2	0	5	3		
4	5	2	0	5	3		4	5	2	0	5	3		4	5	2	0	5	3		
4	5	2	0	5	4		4	5	2	0	5	4		4	5	2	0	5	4		
4	5	2	0	5	5		4	5	2	0	5	5		4	5	2	0	5	5		
4	5	2	0	5	6		4	5	2	0	5	6		4	5	2	0	5	6		
4	5	2	0	5	7		4	5	2	0	5	7		4	5	2	0	5	7		
4	5	2	0	5	8		4	5	2	0	5	8		4	5	2	0	5	8		
4	5	2	0	5	9		4	5	2	0	5	9		4	5	2	0	5	9		
4	5	2	0	5	10		4	5	2	0	5	10		4	5	2	0	5	10		
4	5	2	0	5	11		4	5	2	0	5	11		4	5	2	0	5	11		
4	5	10	0	0	1	第10節	4	5	10	0	0	1	第10節	4	5	10	0	0	1	第10節	諸基準類の改定に伴う修正
4	5	10	10	0	1	5-10-10	4	5	10	10	0	1	5-10-10	4	5	10	10	0	1	5-10-10	
4	5	10	10	0	2		4	5	10	10	0	2		4	5	10	10	0	2		諸基準類の改定に伴う修正
4	5	15	0	0	1	第15節	4	5	15	0	0	1	第15節	4	5	15	0	0	1	第15節	
4	5	15	6	0	1	5-15-6	4	5	15	6	0	1	5-15-6	4	5	15	6	0	1	5-15-6	
4	5	15	6	0	2		4	5	15	6	0	2		4	5	15	6	0	2		諸基準類の改定に伴う修正
4	5	16	0	0	1	第16節	4	5	16	0	0	1	第16節	4	5	16	0	0	1	第16節	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下
4	5	16	3	0	1	5-16-3	支承工	4	5	16	3	0	1	5-16-3	支承工			
4	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			諸基準類の改定に伴う修正
4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）			
4	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工	4	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工			
4	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			諸基準類の改定に伴う修正
4	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	4	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め			
4	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	4	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工			
4	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工	4	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工			
4	7	6	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	4	7	6	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。			軽微な修正
4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持			
4	8	4	0	0	1	第4節	除草工	4	8	4	0	0	1	第4節	除草工			
4	8	4	2	0	1	8-4-2	堤防除草工	4	8	4	2	0	1	8-4-2	堤防除草工			
4	8	4	2	1	1	1.草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	4	8	4	2	1	1	1.草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。			実態に合わせ修正
4	8	4	2	2	1	2.刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	4	8	4	2	2	1	2.刈残し	受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。			実態に合わせ修正
4	8	4	2	4	1	4.自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	4	8	4	2	4	1	4.自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。			実態に合わせ修正
4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工			
4	8	6	2	0	1	8-6-2	材料	4	8	6	2	0	1	8-6-2	材料			
4	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	4	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。			実態に合わせ修正
5	0	0	0	0	1	第5編	河川海岸編	5	0	0	0	0	1	第5編	河川海岸編			
5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸			
5	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	5	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工			
5	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	5	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項			
5	1	11	1	1	1	1.適用工種		5	1	11	1	1	1	1.一般事項（1）				軽微な修正（項目名）⇒県のみ
5	1	11	1	2	1	2.適用規定（1）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱2-7排水施設の施工の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	11	1	2	1	2.一般事項（2）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			誤記修正
5	1	11	1	3	1	3.適用規定（2）		5	1	11	1	3	1	3.一般事項（3）				軽微な修正（項目名）⇒県のみ
6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編			
6	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	6	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤			
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
6	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
6	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	6	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）			
6	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	6	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）			諸基準類の改定に伴う修正⇒県修正無し
6	1	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	6	1	2	0	0	9		（削除）			軽微な修正（重複）⇒県のみ
6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策			
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
6	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
6	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）	6	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）			諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)							新条文 (令和2年版)							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	新条文	
6	3	2	0	0	11	PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き (平成24年9月)	6	3	2	0	0	11	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)	誤記修正⇒県のみ
7	0	0	0	0	1	第7編	7	0	0	0	0	1	第7編	
7	1	0	0	0	1	第1章	7	1	0	0	0	1	第1章	
7	1	3	0	0	1	第3節	7	1	3	0	0	1	第3節	
7	1	3	3	0	1	1-3-3	7	1	3	3	0	1	1-3-3	
7	1	3	3	1	1	1.一般事項	7	1	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、過掘のないように施工しなければならない。
8	0	0	0	0	1	第8編	8	0	0	0	0	1	第8編	
8	1	0	0	0	1	第1章	8	1	0	0	0	1	第1章	
8	1	9	0	0	1	第9節	8	1	9	0	0	1	第9節	
8	1	9	1	0	1	10-1-9-1	8	1	9	1	0	1	10-1-9-1	
8	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	8	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、以下による。
8	1	9	1	4	2	(1)	8	1	9	1	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。
8	1	9	1	4	3	(2)	8	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。
8	2	0	0	0	1	第2章	8	2	0	0	0	1	第2章	
8	2	2	0	0	1	第2節	8	2	2	0	0	1	第2節	
8	2	2	0	0	2		8	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	2	0	0	3		8	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	2	2	0	0	4		8	2	2	0	0	4		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)
8	2	2	0	0	5		8	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工要綱 (平成21年6月)
8	2	2	0	0	6		8	2	2	0	0	6		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)
8	2	2	0	0	7		8	2	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧 (平成22年11月)
8	2	2	0	0	8		8	2	2	0	0	8		日本道路協会舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)
8	2	2	0	0	9		8	2	2	0	0	9		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
8	2	2	0	0	10		8	2	2	0	0	10		日本道路協会視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)
8	2	2	0	0	11		8	2	2	0	0	11		日本道路協会道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)
8	2	2	0	0	12		8	2	2	0	0	12		国土交通省防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)
8	2	2	0	0	13		8	2	2	0	0	13		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)
8	2	2	0	0	14		8	2	2	0	0	14		国土交通省道路標識設置基準 (令和元年10月)
8	2	4	1	0	1	第4節	8	2	4	1	0	1	第4節	
8	2	4	1	2	1	2.適用規定	8	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	4	10	0	1	2-4-10	8	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工
8	2	4	10	1	1	1.コンクリート舗装工の施工	8	2	4	10	1	1	1.適用規定	
8	2	4	10	2	1	2.配合設計	8	2	4	10	2	1	1.配合	
8	2	4	10	6	1	6.横収縮目地及び縦目地	8	2	4	10	6	1	6.横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。
8	2	4	10	6	2		8	2	4	10	6	2		縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。
8	2	4	10	6	3		8	2	4	10	6	3		表2-1 横収縮目地間隔の標準値
8	2	9	0	0	1	第9節	8	2	9	0	0	1	第9節	
8	2	9	1	0	1	2-9-1	8	2	9	1	0	1	2-9-1	
8	2	9	1	2	1	1.障害物がある場合の処置	8	2	9	1	2	1	1.異常時の処置	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	新条文			
8	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工の規定、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成25年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、 令和元年7月 ）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	2	9	2	0	1	2-9-2	材料	8	2	9	2	0	1	2-9-2	材料	
8	2	9	2	4	1	4.リップの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリップを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	8	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に 補強材 を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。 アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WEST302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
8	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会 昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（ 国土交通省 令和元年10月 ）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
8	3	1	0	0	1	第1節	適用	8	3	1	0	0	1	第1節	適用	
8	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	8	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	
8	3	1	0	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	8	3	1	0	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	軽微な修正
8	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	8	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	
8	3	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	8	3	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
8	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	8	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	軽微な修正
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。	8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正（表現修正）⇒県のみ
8	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	8	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	軽微な修正（表現修正）⇒県のみ
8	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	8	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	
8	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	8	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
8	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年 11月）	8	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年 11月）	
8	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年 11月）	8	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年 11月）	
8	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	8	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
8	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	
8	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	8	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	
8	3	6	8	4	1	4.支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正（項目修正は県のみ）
8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	
8	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工	8	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工	
8	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	3	8	11	0	1	3-8-11	現場継手工	8	3	8	11	0	1	3-8-11	現場継手工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
8	3	8	11	1	1	1.現場継手工の施工	現場継手工の施工については、第8編4-5-11現場継手工の規定による。	8	3	8	11	1	1	1.適用規定(1)	現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	軽微な修正(項目修正)⇒県のみ
8	3	8	11	2	1	2.適用規定	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8	11	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正(スペース)⇒県は修正無し
8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
8	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	4	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)(平成24年3月)	8	4	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	
								8	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	
8	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)(平成24年3月)	8	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)(平成29年11月)	
8	4	2	0	0	6		日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	8	4	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	
8	4	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋設計便覧(昭和55年8月)	8	4	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋設計便覧(昭和55年8月)	
8	4	2	0	0	8		日本道路協会道路橋支承便覧(平成16年4月)	8	4	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
8	4	2	0	0	9		日本道路協会鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)	8	4	2	0	0	10		日本道路協会鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)	
8	4	2	0	0	10		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)	8	4	2	0	0	11		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)	
8	4	2	0	0	11		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)	8	4	2	0	0	12		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ修正
8	4	2	0	0	12		日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説(昭和54年1月)	8	4	2	0	0	13		日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説(昭和54年1月)	
8	4	2	0	0	13		日本道路協会鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)	8	4	2	0	0	14		日本道路協会鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)	
8	4	2	0	0	14		日本道路協会道路橋床版防水便覧(平成19年3月)	8	4	2	0	0	15		日本道路協会道路橋床版防水便覧(平成19年3月)	
8	4	2	0	0	15		日本道路協会鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)	8	4	2	0	0	16		日本道路協会鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)	
								8	4	2	0	0	17		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月)	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ修正
								8	4	2	0	0	18		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	諸基準類の改定に伴う修正⇒県のみ修正
8	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	8	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	
8	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	8	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	
8	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	
8	5	1	0	0	1	第1節	適用	8	5	1	0	0	1	第1節	適用	
8	5	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	8	5	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	
8	5	1	0	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	8	5	1	0	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
8	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	8	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	軽微な修正
8	5	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。	8	5	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。	
8	5	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	8	5	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
8	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	8	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	
8	5	2	0	0	4	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編 ）（平成24年3月）	8	5	2	0	0	4	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
							8	5	2	0	0	5	日本道路協会道路橋示方書・同解説（ Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 ）（平成29年11月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
8	5	2	0	0	5	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	8	5	2	0	0	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
8	5	2	0	0	6	日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	5	2	0	0	7	日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
8	5	2	0	0	7	土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	8	5	2	0	0	8	土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
8	5	2	0	0	8	日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	8	5	2	0	0	9	日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	
8	5	2	0	0	9	日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	8	5	2	0	0	10	日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	
8	5	2	0	0	10	日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	8	5	2	0	0	11	日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
8	5	2	0	0	11	日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	8	5	2	0	0	12	日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	
8	5	2	0	0	12	建設省土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	8	5	2	0	0	13	建設省土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	
8	5	2	0	0	13	国土開発技術研究センタープレベーム合成 けた 橋設計施工指針（平成9年7月）	8	5	2	0	0	14	国土技術研究センタープレベーム合成 桁 橋設計施工指針（平成30年8月）	諸基準類の改定に伴う修正
							8	4	2	0	0	15	日本みち研究所 補訂版道路の デザイン 道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
							8	4	2	0	0	16	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等 ガイドライン （平成29年11月）	諸基準類の改定に伴う修正 ⇒ 県のみ修正
8	5	5	0	0	1	第5節 PC橋工	8	5	5	0	0	1	第5節 PC橋工	
8	5	5	6	0	1	5-5-6 支承工	8	5	5	6	0	1	5-5-6 支承工	
8	5	5	6	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	5	6	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	6	0	0	1	第6節 プレベーム桁橋工	8	5	6	0	0	1	第6節 プレベーム桁橋工	
8	5	6	2	0	1	5-6-2 プレベーム桁製作工（現場）	8	5	6	2	0	1	5-6-2 プレベーム桁製作工（現場）	
8	5	6	2	2	1	2.リリース（応力解放）の施工	8	5	6	2	2	1	2.リリース（応力解放）の施工	
8	5	6	2	2	2	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの 圧縮強度 は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上 で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。	8	5	6	2	2	2	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が 圧縮強度の0.6倍以下 で、かつ 圧縮強度 が設計基準強度の90%以上であることを確認する。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	6	3	0	1	5-6-3 支承工	8	5	6	3	0	1	5-6-3 支承工	
8	5	6	3	0	2	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	6	3	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	7	0	0	1	第7節 PCホロースラブ橋工	8	5	7	0	0	1	第7節 PCホロースラブ橋工	
8	5	7	3	0	1	5-7-3 支承工	8	5	7	3	0	1	5-7-3 支承工	
8	5	7	3	0	2	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	7	3	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	8	0	0	1	第8節 RCホロースラブ橋工	8	5	8	0	0	1	第8節 RCホロースラブ橋工	
8	5	8	3	0	1	5-8-3 支承工	8	5	8	3	0	1	5-8-3 支承工	
8	5	8	3	0	2	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	8	3	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	10	0	0	1	第10節 PC箱桁橋工	8	5	10	0	0	1	第10節 PC箱桁橋工	
8	5	10	3	0	1	5-10-3 支承工	8	5	10	3	0	1	5-10-3 支承工	
8	5	10	3	0	2	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	10	3	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	5	11	0	0	1	第11節 PC片持箱桁橋工	8	5	11	0	0	1	第11節 PC片持箱桁橋工	
8	5	11	3	0	1	5-11-3 支承工	8	5	11	3	0	1	5-11-3 支承工	
8	5	11	3	0	2	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	11	3	0	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
8	6	0	0	0	1	第6章 トンネル（NATM）	8	6	0	0	0	1	第6章 トンネル（NATM）	
8	6	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	8	6	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
8	6	2	0	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	6	2	0	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	6	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	6	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）						新条文（令和2年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
8	6	2	0	0	4		建設省道路トンネル技術基準（平成元年5月）	8	6	2	0	0	4		建設省道路トンネル技術基準（平成元年5月）			
8	6	2	0	0	5		日本道路協会道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）	8	6	2	0	0	5		日本道路協会道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）			
8	6	2	0	0	6		日本道路協会道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月）	8	6	2	0	0	6		日本道路協会道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月）			諸基準類の改定に伴う修正
8	6	2	0	0	7		土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）	8	6	2	0	0	7		土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）			
8	6	2	0	0	8		土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）	8	6	2	0	0	8		土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）			
8	6	2	0	0	9		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年 8月）	8	6	2	0	0	9		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年 8月）			
8	6	2	0	0	10		日本道路協会道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）	8	6	2	0	0	10		日本道路協会道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）			
8	6	2	0	0	11		建設省道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）	8	6	2	0	0	11		建設省道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）			
8	6	2	0	0	12		建設省道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月）	8	6	2	0	0	12		国土交通省道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月）			諸基準類の改定に伴う修正
8	6	6	0	0	1	第6節	インバート工	8	6	6	0	0	1	第6節	インバート工			
8	6	6	4	0	1	6-6-4	インバート本体工	8	6	6	4	0	1	6-6-4	インバート本体工			
8	6	6	4	5	1	5. 盛土の締固め度	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	8	6	6	4	5	1	5. 適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。			表記修正
8	6	8	6	3	2		図6-2 標示板の設置イメージ図	8	6	8	6	3	2		図6-2 標示板の設置イメージ図			表記修正（図表）
8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド			
8	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
8	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
8	7	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	7	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
8	7	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	8	7	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）			
8	7	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	8	7	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）			
8	7	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（平成29年 11月）	8	7	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（平成29年 11月）			
8	7	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年 11月）	8	7	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年 11月）			
8	7	2	0	0	8		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	8	7	2	0	0	8		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）			
8	7	2	0	0	9		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	8	7	2	0	0	9		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）			
8	7	2	0	0	10		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	8	7	2	0	0	10		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）			
8	7	2	0	0	11		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	8	7	2	0	0	11		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）			
8	7	2	0	0	12		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	8	7	2	0	0	12		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）			
8	7	2	0	0	13		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	8	7	2	0	0	13		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）			
8	7	2	0	0	14		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	8	7	2	0	0	14		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）			
8	7	2	0	0	15		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	8	7	2	0	0	15		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）			
8	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	8	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）			
8	7	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	7	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）			
8	7	2	0	0	18		日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）	8	7	2	0	0	18		日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）			
8	7	2	0	0	19		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	8	7	2	0	0	19		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）			
8	7	2	0	0	20		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	7	2	0	0	20		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）			諸基準類の改定に伴う修正
8	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	8	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工			
8	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工	8	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工			
8	7	4	3	2	1	2. 適用規定（2）	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	7	4	3	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			諸基準類の改定に伴う修正
8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド			
8	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
8	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
8	8	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	8	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
8	8	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	8	8	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年版)						新条文 (令和2年版)						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
8	8	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成 29年11月)	8	8	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成 29年11月)					
8	8	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年 11月)	8	8	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年 11月)					
8	8	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年 11月)	8	8	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年 11月)					
8	8	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	8	8	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)					
8	8	2	0	0	9		日本道路協会鋼道路橋設計便覧(昭和55年9月)	8	8	2	0	0	9		日本道路協会鋼道路橋設計便覧(昭和55年9月)					
8	8	2	0	0	10		日本道路協会道路橋支保便覧(平成16年4月)	8	8	2	0	0	10		日本道路協会道路橋支保便覧(平成31年2月)					諸基準類の改定に伴う修正
8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工					
8	8	5	6	0	1	8-5-6	受土工	8	8	5	6	0	1	8-5-6	受土工					
8	8	5	6	5	1	5.支保部の箱抜き施工	受注者は、支保部の箱抜き施工については、「道路橋支保便覧第5章 支保部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	5	1	5.支保部の箱抜き施工	受注者は、支保部の箱抜き施工については、「道路橋支保便覧第6章 支保部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
8	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	8	14	0	0	0	1	第14章	道路維持					
8	14	1	0	0	1	第1節	適用	8	14	1	0	0	1	第1節	適用					
8	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。					表記修正
8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
8	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					
8	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。					
8	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱(昭和53年7月)	8	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱(昭和53年7月)					
8	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧(平成22年11月)	8	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧(平成22年11月)					
8	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	8	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)					諸基準類の改定に伴う修正
8	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	8	14	4	0	0	1	第4節	舗装工					
8	14	4	7	0	1	14-4-7	路上再生工	8	14	4	7	0	1	14-4-7	路上再生工					
8	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。	8	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。					
8	14	4	7	1	2	(1)	① 施工面の整備	8	14	4	7	1	2	(1)	① 施工面の整備					
8	14	4	7	1	3	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	7	1	3	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。					
8	14	4	7	1	4	③	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	8	14	4	7	1	4	③	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。					
8	14	4	7	1	5	④	受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	7	1	5	④	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					軽微な修正 ⇒果のみ修正
8	14	4	7	1	6	(2)	① 添加材料の使用量	8	14	4	7	1	6	(2)	① 添加材料の使用量					
8	14	4	7	1	7	②	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	8	14	4	7	1	7	②	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。					
8	14	4	7	1	8	③	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	8	14	4	7	1	8	③	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。					諸基準類の改定に伴う修正
8	14	4	7	1	9	④	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表14-1に示す値とするものとする。	8	14	4	7	1	9	④	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表14-1に示す値とするものとする。					
8	14	4	7	1	10		表14-1一軸圧縮試験基準値(養生日数7日)	8	14	4	7	1	10		表14-1一軸圧縮試験基準値(養生日数7日)					
8	14	4	7	1	11	(3)	③ 最大乾燥密度	8	14	4	7	1	11	(3)	③ 最大乾燥密度					
8	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
8	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	8	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。					
8	14	4	7	2	2	(1)	① 施工面の整備	8	14	4	7	2	2	(1)	① 施工面の整備					
8	14	4	7	2	3	②	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	4	7	2	3	②	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					
8	14	4	7	2	4		縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。	8	14	4	7	2	4		縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）						新条文（令和2年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
8	14	4	7	2	5	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	7	2	5	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。			
8	14	4	7	2	6	③	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書による。	8	14	4	7	2	6	③	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	軽微な修正 ⇒県のみ修正		
8	14	4	7	2	7	④	受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	7	2	7	④	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	軽微な修正 ⇒県のみ修正		
8	14	4	7	2	8	(2)	室内配合	8	14	4	7	2	8	(2)	室内配合			
8	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	8	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。			
8	14	4	7	2	10	②	受注者は、リベープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	4	7	2	10	②	受注者は、リベープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
8	14	4	7	2	11	(3)	現場配合	8	14	4	7	2	11	(3)	現場配合			
8	14	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	8	14	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。			
8	14	4	7	2	13	(4)	基準密度	8	14	4	7	2	13	(4)	基準密度			
8	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正		
8	14	7	0	0	1	第7節	標識工	8	14	7	0	0	1	第7節	標識工			
8	14	7	2	0	1	14-7-2	材料	8	14	7	2	0	1	14-7-2	材料			
8	14	7	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	8	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WEST302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正		
8	14	7	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会 昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
8	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工	8	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工			
8	14	12	1	0	1	14-12-1	一般事項	8	14	12	1	0	1	14-12-1	一般事項			
8	14	12	1	2	1	2. 適用規定	カルバートの施工については、「道路土工カルバート工指針 7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	12	1	2	1	2. 適用規定	カルバートの施工については、「道路土工カルバート工指針 7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正（スペース） ⇒県は修正無し		
8	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	8	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工			
8	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工	8	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工			
8	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	8	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。			
8	14	17	3	2	2		表10-14-2素地調整程度と作業内容	8	14	17	3	2	2		表10-14-2 素地調整程度と作業内容	軽微な修正（スペース） ⇒県は修正無し		
8	15	0	0	0	1	第15章	雪害	8	15	0	0	0	1	第15章	雪害			
8	15	3	0	0	1	第3節	除融雪工	8	15	3	0	0	1	第3節	除融雪工			
8	15	3	1	0	1	15-3-1	一般事項	8	15	3	1	0	1	15-3-1	一般事項			
8	15	3	1	4	1	4. 作業区分	除融雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。	8	15	3	1	4	1	4. 作業区分	除融雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下									
8	15	3	1	4	2		8	15	3	1	4	2		8	15	3	1	4	2	表15-1 作業区分	表15-1 作業区分	軽微な修正（スペース） ⇒県は修正無し					
8	15	3	6	0	1	15-3-6		8	15	3	6	0	1	15-3-6		8	15	3	6	0	1	15-3-6		歩道除雪工	歩道除雪工		
8	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針（案）を参考とする。	8	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。										誤記修正		
8	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	8	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕												
8	16	1	0	0	1	第1節	適用	8	16	1	0	0	1	第1節	適用												
8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。											表記修正	
8	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
8	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。												
8	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。												
8	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	8	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）												
8	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	8	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）												
8	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	8	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）											諸基準類の改定に伴う修正	
8	16	5	0	0	1	第5節	舗装工	8	16	5	0	0	1	第5節	舗装工												
8	16	5	2	0	1	16-5-2	材料	8	16	5	2	0	1	16-5-2	材料												
8	16	5	2	1	1	1.アスファルト乳剤	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（MN-1）とし、表16-1の規格に適合するものとする。	8	16	5	2	1	1	1.アスファルト乳剤	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（MN-1）とし、表16-1の規格に適合するものとする。												
8	16	5	2	1	2		表10-16-1セメント混合用アスファルト乳剤の規格	8	16	5	2	1	2		表10-16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格											軽微な修正（スペース）	
8	16	9	0	0	1	第9節	標識工	8	16	9	0	0	1	第9節	標識工												
8	16	9	2	0	1	16-9-2	材料	8	16	9	2	0	1	16-9-2	材料												
8	16	9	2	2	1	2.錆止めペイント		8	16	9	2	2	1	2.標識工錆止めペイント												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	9	2	3	1	3.基礎杭工		8	16	9	2	3	1	3.標識工の基礎杭工												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	9	2	4	1	4.リップの取付		8	16	9	2	4	1	4.リップの取付													
8	16	9	2	5	1	5.下地処理		8	16	9	2	5	1	5.脱脂処理												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。										諸基準類の改定に伴う修正		
8	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	8	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工												
8	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	8	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工												
8	16	24	4	3	1	3.表面処理		8	16	24	4	3	1	3.既設橋脚のコンクリート面												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	7	1	7.穴あけ、鋼材の加工		8	16	24	4	7	1	7.工場加工と現場加工												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	13	1	13.穿孔方法		8	16	24	4	13	1	13.穿孔												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	21	1	21.注入		8	16	24	4	21	1	21.無収縮モルタルの注入												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	22	1	22.注入後の確認		8	16	24	4	22	1	22.注入後の確認書の提出												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	23	1	23.防食処理		8	16	24	4	23	1	23.鋼材の防食処理												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	4	27	1	27.騒音、粉じん対策	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	8	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。												表記修正
8	16	24	4	28	1	28.現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に提出しなければならない。	8	16	24	4	28	1	28.現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に提出しなければならない。												
8	16	24	4	28	2		表16-2現場溶接部の試験・検査基準	8	16	24	4	28	2		表16-2 現場溶接部の試験・検査基準											軽微な修正（スペース） ⇒県は修正無し	
8	16	24	4	30	1	30.超音波探傷試験		8	16	24	4	30	1	30.不合格箇所が出た場合												誤記修正 ⇒県のみ	
8	16	24	5	0	1	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	8	16	24	5	0	1	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工												
8	16	24	5	3	1	3.鉄筋位置の確認		8	16	24	5	3	1	3.鉄筋定着の削孔位置													誤記修正 ⇒県のみ

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	
8	16	24	5	6	1	6.騒音、粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定による。	8	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	表記修正
10	1	2	0	0	0	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	0	適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	5	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年6月）	10	1	2	0	0	1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	1	5	7	0	1	1-5-7 人工地盤工	10	1	5	7	0	1	1-5-7 人工地盤工	
10	1	5	7	1	1	1.受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年6月）9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年6月）3章防水改修工事の規定による。	10	1	5	7	0	1	1.受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	0	0	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	0	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	5	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年6月）	10	2	2	0	0	5	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	3	2	0	1	2-3-2 材料	10	2	3	2	0	1	2-3-2 材料	
10	2	3	2	8	1	薬剤は、農薬取締法（平成23年、法律第82号）に基づくものでなければならない。	10	2	3	2	8	1	薬剤は、農薬取締法（平成30年、法律第53号）に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	3	14	0	1	2-3-14 壁面緑化施設工	10	2	3	14	0	1	2-3-14 壁面緑化施設工	
10	2	3	14	5	1	5.受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。	10	2	3	14	0	1	5.受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	0	0	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	0	適用すべき諸基準	
10	3	2	0	0	8	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年6月）	10	3	2	0	0	8	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	0	31	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	3	2	0	0	31	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	0	41	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	10	3	2	0	0	41	日本道路協会 道路標識設置基準（令和元年10月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	3	1	0	0	3-3-1 一般事項	10	3	3	1	0	1	3-3-1 一般事項	
10	3	3	1	2	0	2.受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	10	3	3	1	2	1	2.受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	3	5	0	0	3-3-5 循環設備	10	3	3	5	0	1	3-3-5 循環設備	
10	3	3	5	0	1	1.受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。	10	3	3	5	0	1	1.受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	13	2	0	0	3-13-2 材料	10	3	13	2	0	0	3-13-2 材料	
10	3	13	2	1	0	1.施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事（国土交通省、平成28年3月）の規定による。	10	3	13	2	1	0	1.施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	13	3	0	0	3-13-3 塗装仕上げ	10	3	13	3	0	0	3-13-3 塗装仕上げ	
10	3	13	3	1	0	1.素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）第18章塗装工事の規定による。	10	3	13	3	1	0	1.素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）18章塗装工事の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	13	4	0	0	3-13-4 加工仕上げ工	10	3	13	4	0	0	3-13-4 加工仕上げ工	
10	3	13	4	1	0	1.石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」10章石工事、15章左官工事（国土交通省、平成28年3月）の規定による。	10	3	13	4	1	0	1.石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」10章石工事、15章左官工事（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	13	5	0	0	3-13-5 左官仕上げ工	10	3	13	5	0	0	3-13-5 左官仕上げ工	
10	3	13	5	1	0	1.化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）15章左官工事の規定による。	10	3	13	5	1	0	1.化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）15章左官工事の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	13	6	0	0	3-13-6 タイル仕上げ工	10	3	13	6	0	0	3-13-6 タイル仕上げ工	
10	3	13	6	1	0	1.化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）15章左官工事の規定による。	10	3	13	6	1	0	1.化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）15章左官工事の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	0	0	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	0	適用すべき諸基準	
10	4	2	0	0	5	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年6月）	10	4	2	0	0	5	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	0	12	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	4	2	0	0	12	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	3	2	0	0	4-3-2 タイル仕上げ工	10	4	3	2	0	0	4-3-2 タイル仕上げ工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）							新条文（令和2年版）							改定理由												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文						編		章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文					
10	4	3	2	10	0		10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年3月）の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督職員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。						10	4	3	2	10	0		10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督職員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。						諸基準額の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和元年版)

図1-1 名札の標準図

監理 (主任) 技術者

氏名 ○○ ○○

工事名 ○○改良工事

工期 自○○年○○月○○日
至○○年○○月○○日

会社 ◇◇建設株式会社

写真

2 cm × 3 cm
程 度

印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社員とする

改定案 (令和2年版)

図1-1 名札の標準図

監理 (主任) 技術者、監理技術者補佐

氏名 ○○ ○○

工事名 ○○改良工事

工期 自○○年○○月○○日
至○○年○○月○○日

会社 ◇◇建設株式会社

写 真

2cm×3cm
程 度

印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社員とする

表2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 度 MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上

表2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 度 MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和元年版)

表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

改定案 (令和2年版)

表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
	30°	150	100	25	25	11
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
	30°	100	67	14	12	8.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1

表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和元年版)

表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容値	摘 要
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

改定案 (令和2年版)

表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容値	摘 要
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

表1-4 止水材の品質規格

試験項目	項目	規格値	試 験 方 法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3130号の小型浸透試験による。
引張り強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格 (JIS) で規定され ている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。

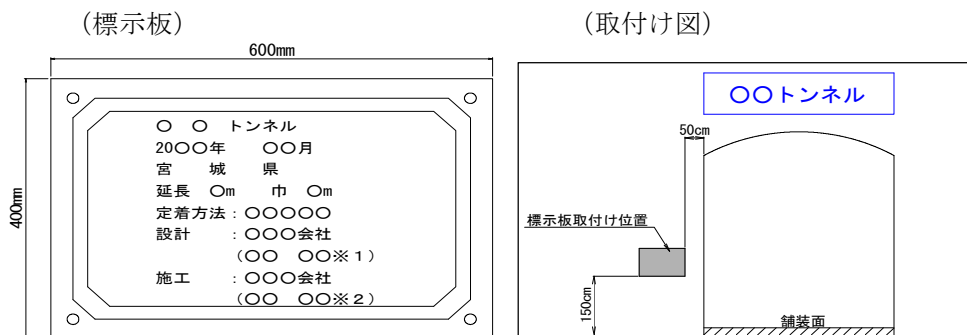
表1-4 止水材の品質規格

試験項目	項目	規格値	試 験 方 法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3130号の小型浸透試験による。
引張り強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格 (JIS) で規定され ている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和元年版)

図6-2 標示板の設置イメージ図

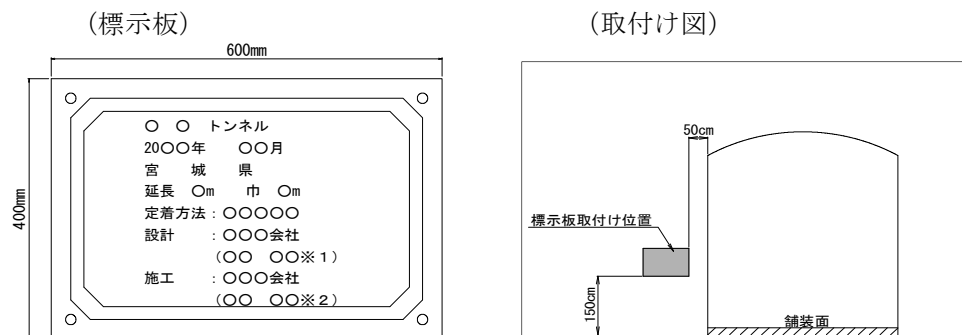


板厚8mm, 字厚5mm, 計13mm

※1 監理技術者氏名, ※2 監理技術者氏名

改定案 (令和2年版)

図6-2 標示板の設置イメージ図



板厚8mm, 字厚5mm, 計13mm

※1 監理技術者氏名, ※2 監理技術者氏名